

令和5年1月11日



担当課	和歌山城整備企画課
担当者	柳
電話	(073) 435-1044
内線	3815

～もっと愛される天守閣を目指して～ 和歌山市のシンボル和歌山城「天守閣」の夜間活用を開始します



天守閣からの夜景



ライトアップされた天守閣



夜の天守閣中庭

和歌山城天守閣の供用時間外である「夜間（17時30分以降）」に天守閣を事業者等に貸し出し、市のシンボルである和歌山城に相応しい文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出および夜間の魅力向上を図ります。

【対象事業】 文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出に寄与するもので、市のシンボルである和歌山城に相応しいと認められる事業

【申請者】 ① 実施しようとする事業の運営や販売を業として行っている事業者
② 文化振興、観光振興及び和歌山城のにぎわい創出に寄与する個人又は団体（個人による私的利用は不可）

【申請受付日】 令和5年1月12日から申請にかかる協議を受け付けます。

【実施主体】 公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団（和歌山城天守閣の指定管理者）

【活用例】 和装の結婚式、音楽会、展示会、刀剣や着付け等の体験等

※ 貸出対象、運用方針、申請様式等の詳細はHPをご覧ください。

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisetsu/wakayamajyou/1034676/1047998.html>)



【活用イメージ】

【禁止行為】

- (1) 和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの
- (2) 建物、資料その他の物品を損傷し、又は滅失する恐れのあるもの
- (3) 飲食を伴うもの
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (5) 特定個人への誹謗中傷に繋がる恐れのあるもの
- (6) 和歌山市暴力団排除条例に違反するもの
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの
- (8) その他財団及び和歌山市が適当でないと認めるもの

【貸切料金】

貸切利用料	利用時間	利用料金
基本料金（管理職員2名を配置）	17:30～20:30	17,000円
天守閣入場料に相当する料金 （運営スタッフ分を除く）		大人（高校生以上） 410円 × 人数 小人（中学生以下） 200円 × 人数 ※小学生未満は無料 ※ただし、料金の総額が4,100円に満たない場合は、4,100円
備考		
1 利用時間、最大でも利用日当日の22時00分までとする。		
2 職員2名を超える配置が必要な場合は、別途職員1人につき、7,500円を加算する。		
3 上記時間帯での利用により難しい場合は、別途財団の積算による金額を加算する。		
4 電気料金については、使用する機器の定格電力により、別途積算実費を徴収する。 ※本表に記載の金額は全て税抜き表示です。		

※営利目的の場合は、上記基本料金に徴収額等に応じた金額が加算されます。
詳細は上記HPをご覧ください。

【問い合わせ・申し込み先】

- ① 制度の内容等に関すること
和歌山市 和歌山城整備企画課（TEL 073-435-1044）
- ② 貸切利用の協議に関すること
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団（TEL 073-435-1152）
※ 平日 8時30分から17時15分まで